

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

岩手国民年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年9月まで
婚姻後、私の夫が私の国民年金の加入手続きを行い、夫婦の国民年金保険料を納めていたので、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料に未納は無く、夫婦の保険料を納めていたとする申立人の夫も、婚姻後においては申立期間を含め未納が無いことなどから、夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫は、申立人の国民年金への加入手続きは何か月か遅くなったが、婚姻時点までの国民年金保険料は納付書により一、二度さかのぼって納付したことがあるとしているところ、A町作成の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間前の昭和50年10月から51年3月までの保険料は、52年3月に過年度納付されていることが確認でき、申立人の夫の主張と符合する。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みとされながら、申立期間の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人の国民年金被保険者資格取得日については、前述の国民年金被保険者名簿では昭和50年10月1日と記録されているところ、国民年金被保険者台帳によれば51年10月1日から50年10月1日に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録管理に過誤があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月及び同年9月から7年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月
② 平成5年9月から7年9月まで

私の国民年金保険料は、基本的には夫が夫婦二人分を一緒に納付し、納付が遅れた分については、娘が集金の担当職員に納付していた。娘が社会保険事務所（当時）に対して、私の保険料に納付漏れが無いか確認した時も、納付漏れは無いとの回答だった。よって、申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金保険料は、申立人の夫が60歳に到達し国民年金被保険者資格を喪失する平成13年までの期間の大部分において、同日に納付されているとともに、申立期間の保険料については、夫婦共に未納となっていることは確認できるものの、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫は既に他界しているため、具体的な申立期間の保険料の納付状況は確認できない。

また、申立人の娘は、「父の国民年金保険料の納付については関与していないが、納付が遅れた母の保険料については、集金に来た担当者に納付していた。」としているが、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日は、夫婦の納付日が同日となっていない期間を含め、いずれも現年度内となっており、申立期間当時、現年度保険料の収納事務を行っていたA市では、職員による保険料の集金は行っていなかったとしていることを踏まえると、申立期間について、申立人の保険料のみを集金により納付したなどとする申立人の娘の供述には、不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 3 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 3 月から 62 年 3 月まで

申立期間については、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、未加入期間とされていることに納得ができない。

なお、私が所持している年金手帳では、申立期間は国民年金の加入期間となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録上、国民年金の未加入期間とされているが、申立人が所持している年金手帳及びA市作成の国民年金被保険者名簿の資格記録並びに申立人に係る厚生年金保険被保険者記録を踏まえると、本来であれば、国民年金の加入期間となるものと考えられる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、前後の同記号番号の所持者の生年月日からすると、昭和 63 年 12 月 22 日以降と推定され、仮に、申立期間が国民年金の加入期間とされた場合であっても、当該払出し時点においては、申立期間の国民年金保険料の大半は時効により納付することはできなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を銀行の窓口で納付したとしているが、納付したとする銀行の名称や保険料の金額は覚えていないとするなど、申立期間の保険料を納付したことを裏付けるような具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、昭和 55 年 6 月以降、A市以外に住居登録していないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 45 年 8 月まで
私はA社で運転手として勤務し、月に 100 時間以上残業した覚えがあるので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、時期及び期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、平成 20 年 5 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所に係る商業登記簿謄本に記載されている会社清算時の代表取締役等に照会したが、あて先不明で返送されたため申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当該事業所に係るオンライン記録によると、当該事業所は昭和 46 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるところ、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、当該事業所における申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）から A 社 B 支店が適用事業所ではないと回答されたことに納得がいかない。

私が申立期間において当該事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している辞令書（写）により、申立人が申立期間において A 社 B 支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無い。

また、A 社が保管している当該事業所において昭和 46 年 1 月から同年 12 月までの期間に任用された期限付臨時職員に係る辞令書（写）に記載された同僚 19 人についてオンライン記録を確認したところ、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある者は確認できない。

さらに、前述の 19 人のうち連絡の取れた複数の同僚は「私は任用期間について厚生年金保険に加入していない。事業所側から厚生年金保険の加入についての説明を受けていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。